

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 2 4 日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第 7 号

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市体育施設条例施行規則（平成 2 1 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 香芝市北部地域体育館の部椅子の項の次に次のように加える。

冷暖房設備	一式	1 時間につき 3 6 0
-------	----	---------------

別表第 2 備考中「本館冷暖房設備、サブ館冷暖房設備及び会議室冷暖房設備」を「香芝市総合体育館の本館冷暖房設備、サブ館冷暖房設備及び会議室冷暖房設備並びに香芝市北部地域体育館の冷暖房設備」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。